

VII 社会基盤整備及び防災・減災対策の着実な推進

VII – 1 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について

財務省大臣官房、主計局

国土交通省大臣官房、総合政策局、土地・建設産業局、都市局、
水管理・国土保全局、道路局、住宅局、港湾局、航空局

【要望の内容】

- (1) 地方創生の実現に不可欠な社会資本整備や災害に強い県土づくり、インフラの維持管理を計画的に推進するために必要な予算（社会資本整備総合交付金等）の更なる拡大を図ること。
- (2) 災害対応や除排雪作業、インフラの整備・維持管理の担い手として地域社会を支える建設産業の維持・活性化を図るため、当初予算における公共事業関係費を7兆円以上の規模に拡大し、今後、持続的に確保すること。
- (3) 被災地を含めた東北全体の復興を円滑に進めるため、平成30年度以降も復旧・復興関連予算を十分に確保すること。
- (4) 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」や「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」の規定による補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、人口減少の克服と秋田の創生の実現に向け、成長分野である航空機産業や新エネルギー産業の振興などに取り組んでおり、これら施策の基盤となる社会資本の整備を計画的に推進していく必要があります。
また、当県において、本年7月及び8月に発生した豪雨災害など、激甚化する自然災害から県民の生命と財産を守るために、防災・減災対策の更なる推進のほか、道路、港湾、河川等の老朽化対策の確実な実施が急務となっています。
- (2) 国の公共事業関係費は、ここ数年は下げ止まっているものの、いまだピーク時の6割程度（当初予算比）であり、計画的な事業の進捗に支障を来しています。
また、当県の建設業従事者数は年々減少しており、入職者の減少等から人材の確保や育成が大きな課題となっているところであり、このままでは、今後、地域を支えることが困難になることが懸念されます。
- (3) 復旧・復興関連予算が十分確保されない場合、通常予算に影響を及ぼし、被災地のみならず東北地方全体の発展に大きな影響があると懸念されます。
- (4) 財特法等による補助率等の嵩上げ措置が今年度末で切れ、平成30年度から地方負担が増えることになれば、人口減少の克服や秋田の創生の実現はもとより、県の行財政運営にも多大な影響が生じることになります。

ストック効果を重視し計画的な社会資本整備を推進

■ 地方創生の実現に不可欠な社会資本の整備 ■



日沿道、東北中央道の整備促進
地域間ネットワークの構築



産業・物流・エネルギー拠点化
港湾の機能強化



コンパクトシティの推進
街路ネットワークの構築

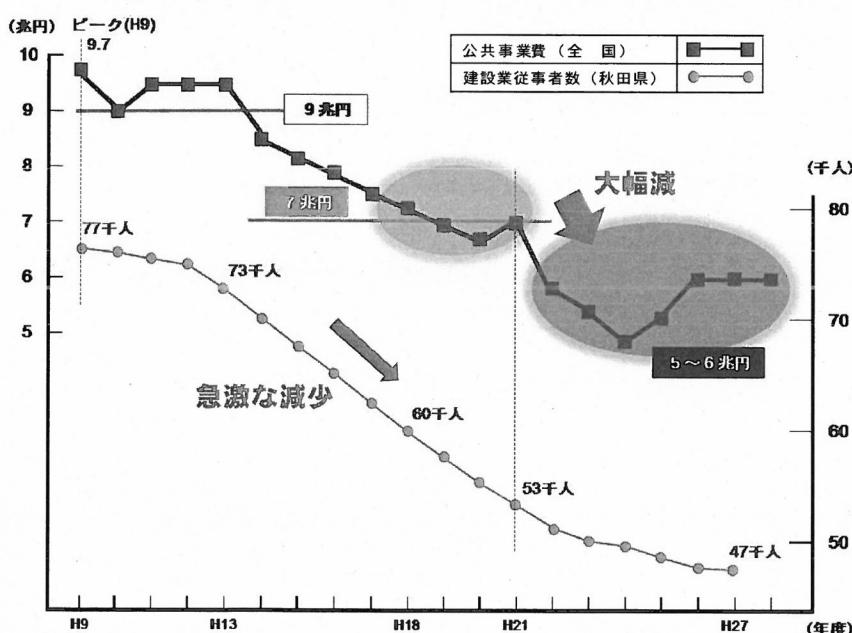
■ 防災・減災、老朽化対策、災害復旧 ■ ■ 地域を支える建設産業の振興 ■



こうした中

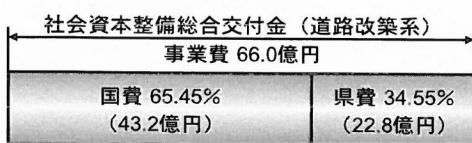
公共事業費(当初予算)と建設業従事者数は減少

公共事業費はピーク時より大幅に減少し、ここ数年は約6兆円を維持しているものの、将来にわたり地域を支える建設業従事者数の減少が続いている



※財特法による補助率等嵩上げ措置終了の影響（地方負担増）

○ 現 行（補助率の嵩上げあり）



○ 終了後（嵩上げなし）



県負担割合15%（約10億円）の増
(H29年度予算ベースによる試算)

VII-2 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

①高速道路ネットワークの早期完成

内閣官房

国土交通省大臣官房、道路局

【要望の内容】

高速道路は、企業立地や観光振興、物流・生活コストの軽減など、地域産業や経済発展に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成させること。

- (1) 日本海沿岸東北自動車道の「鷹巣大館道路」、「二ツ井今泉道路」、「二井白神IC～小繫IC（仮）」、「遊佐象潟道路」の整備を促進するとともに、東北中央自動車道「横堀道路」、「真室川雄勝道路」の整備促進及び山形県金山町区間の早期事業化を図ること。
また、「二ツ井今泉道路」については、早期に開通時期を示すこと。
- (2) 当県で事業中の「鷹巣西道路」について、早期開通に向けた整備に必要な予算を確保するため、補助事業として採択すること。
- (3) 秋田自動車道の「北上JCT～大曲IC」間における暫定2車線区間の4車線化に向けて取り組むこと。
- (4) 休憩施設等の整備やスマートICの整備支援に取り組むこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 昨年の日沿道「鷹巣・二井田真中」間や東北中央道「院内道路」の開通により、周辺では企業誘致や観光振興が図られ、地域の活性化を大きく後押ししていることから、事業中区間の早期開通が期待されています。
特に、「二ツ井今泉道路」については、地域における企業立地を促進するため、早期に開通時期を明示する必要があります。
- (2) 当県では、「二ツ井今泉道路」と「鷹巣大館道路」を結ぶ、「鷹巣西道路」について、早期開通を目指し重点的に事業を推進しています。
- (3) 暫定2車線区間は、大雪時に走行幅員が狭隘となり、路肩排雪作業のための通行止めが発生しています。横手市を始めとする県南地域では、自動車関連産業などの誘致を進めており、企業側が求める定時性の確保のため、秋田自動車道「北上JCT～大曲IC」間の4車線化が必要です。
- (4) 「横手北スマートIC」等の設置により、高速道路の利便性向上や地域経済の活性化、周辺道路の渋滞緩和などの効果が見込まれます。

秋田を成長させる高速道路ネットワーク

高速道路開通によるストック効果等



VII-2 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

②高速道路を補完する道路網の整備

内閣官房

国土交通省大臣官房、道路局、土地・建設産業局

【要望の内容】

県全体の活力を維持し、地域として自立していくためには、都市間や観光地間、近隣県等との時間距離を短縮し、地域間の交流を活発化する必要があることから、高速道路を補完する地域高規格道路などの幹線道路網の早期整備を図ること。

- (1) 高速道路を補完し地域間を連結する、次の路線を地域高規格道路として整備すること。

- ① 国道46号「盛岡秋田道路」の「仙北市生保内～おほない そつだ卒田」間を新規事業化すること。
② 国道101号「西津軽能代沿岸道路」や国道105号「大曲鷹巣道路」の整備実現に向けた支援を行うこと。

- (2) 秋田市周辺の交通を円滑化する国道7号「下浜道路」や国道13号「河辺拡幅」など、幹線国道の整備促進を図ること。

また、国道7号「秋田南バイパス」(秋田市新屋三ツ小屋～秋田市八橋^{みつごや やばせ} 戎川原間)について、4車線化延伸に向けた早期の事業化を行うこと。

- (3) 地域間交流の活発化や交通の円滑化を図る国道107号「本荘道路」、県道西目屋二ツ井線「荷上場バイパス」など、県で管理する幹線道路の整備に必要な予算を確保し支援すること。

また、秋田港と高速道路を結ぶアクセス道路の整備に向けた地籍調査に要する予算を確保すること。

- (4) 既存の「道の駅」を地方創生の拠点とするための取組に対し、必要な予算を確保し支援すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 国道46号は、急カーブや急勾配箇所が多く、特に冬期積雪時の安全確保が必要です。

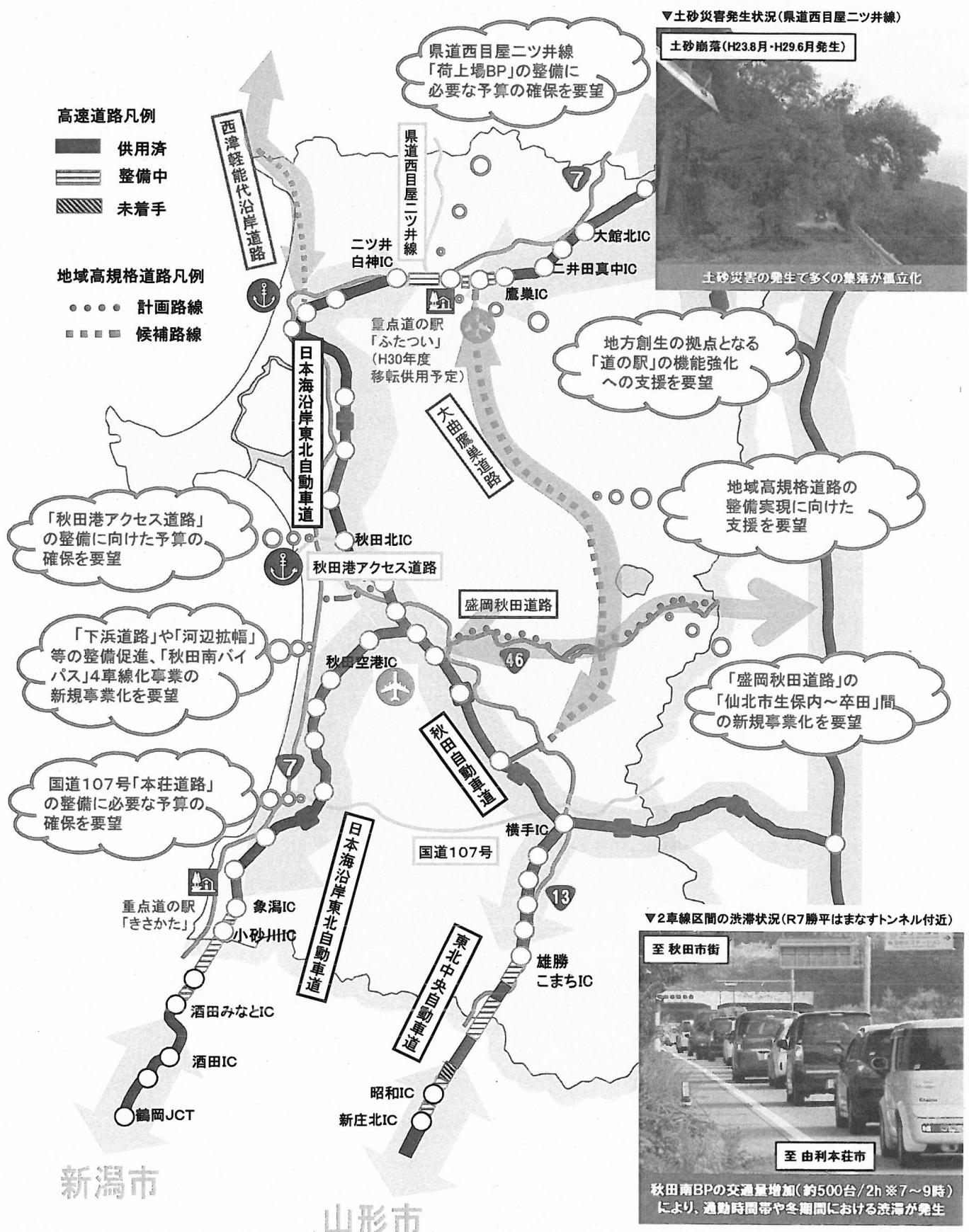
また、国道105号は、内陸部の南北の拠点を結ぶ主要な物流・観光ルートであり、雪崩などの自然災害に強い道路づくりが必要です。

- (2) 国道7号及び13号は、高速道路と相互補完の機能を有し、リダンダンシーを確保する重要路線であることから、事業区間を始め慢性的な渋滞や多数の交通事故が発生している区間の早期整備が必要です。

- (3) 当県は広大な県土を有しており、地方創生実現のためには県管理道路の整備を推進し、幹線道路ネットワークの充実を図る必要があります。

- (4) 当県では、「あきた未来総合戦略」に「道の駅」の機能強化を位置付け、地方創生の拠点形成に向けた取組を推進しています。

高速道路を補完する道路ネットワーク



(県担当課室名 建設部道路課)

VII-3 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について

①治水対策・ダム整備の推進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【要望の内容】

当県において、本年7月及び8月に発生した記録的豪雨により、直轄管理河川「雄物川」及び多数の県管理河川において甚大な洪水被害が発生していることから、ハード・ソフト両面からの治水対策について、更なる強化を図ること。

- (1) 雄物川などの直轄管理河川における治水事業の更なる推進を図ること。
特に、浸水被害の大きかった雄物川中流部において、今後、国が概ね5年間で実施する堤防整備等の「緊急的な治水対策」については、支川の県管理河川に対する治水対策への支援も含め、着実な推進を図ること。
- (2) 従来より、重点的に事業を実施している「三種川」や「斎内川」に加え、今回、甚大な洪水被害が発生した「淀川」、「芋川」、「新波川」などの県管理河川における治水事業の推進に必要な予算の拡大を図ること。
- (3) 「成瀬ダム」の本体工事着手、並びに「鳥海ダム」における用地取得及び工事着手について、早期に実現すること。
- (4) 県、市町村等が連携し、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき推進する「減災対策」の取組に必要な予算について、十分な配慮を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 全国的に大規模な洪水被害が頻発していることに加え、今回、雄物川中下流部において、洪水被害が1か月余りの間に2度も発生していることから、支川の県管理河川も含めた一体的かつ早急な治水対策が必要です。
- (2) 本年7月の豪雨では、雄物川のほか県管理の25河川において氾濫による家屋浸水被害が発生するなど、洪水被害が広範囲に及んでおり、こうした甚大な被害を未然かつ早急に防ぐためには、集中的な治水事業の実施と必要な予算の確保が大きな課題となっています。
また、従来から重点的に整備を進めている河川についても、十分な予算を継続的に確保する必要があります。
- (3) 両ダムが建設される地域では、治水上の必要性に加え、ダムによる水源確保を求める声が高まっており、ダム事業の早期完成を強く望んでいます。
- (4) 洪水被害を踏まえ、迅速かつ確実な避難を可能にするため、「水位周知河川の拡大」や「水位計・雨量計の増設」などの更なる推進が必要です。

河川とダムの治水対策で洪水から秋田の暮らしを守る

平成30年度 秋田県における主要治水事業箇所図等

◇H29.7月豪雨における家屋被害状況

- 4水系25河川で溢水・越水による家屋被害が発生
- 倒壊被害 35戸(全壊3戸、半壊32戸)
- 浸水被害 993戸(床上424戸、床下569戸)
- (参考)県管理河川 合計342河川
水防警報河川 合計 30河川

H29.7月洪水浸水状況



H29.7月洪水浸水状況



H29.7月洪水浸水状況



H29.7月洪水浸水状況



VII-3 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について ②土砂災害対策の推進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【要望の内容】

異常気象による予測困難で経験したことのない降雨が増大しており、当県においても、本年7月及び8月の1か月余りの間に2度の記録的豪雨が発生していることから、甚大な被害を引き起こす土砂災害から県民の生命・財産を守るために、ハード・ソフト両面からの土砂災害防止対策への支援を強化すること。

- (1) 土砂災害防止施設の計画的な整備を推進し、要配慮者利用施設や公共施設等を保全するため、ハード対策に要する予算について、更なる拡大を図ること。
- (2) 土砂災害警戒区域等の指定が円滑かつ着実に実施できるよう、基礎調査に要する予算を十分に確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県における土砂災害防止施設の整備は、要配慮者利用施設や公共施設等を保全する箇所を重点的に実施しています。

昨年度から、北秋田市阿仁小渕地区の地すべり防止対策を実施していますが、保全対象には「鉄道」、「一級河川」、「市道」等の公共施設が含まれており、甚大な被害を未然に防ぐため、短期間に多額の費用が必要となっています。

一方、他の事業箇所について予算が圧迫され、計画的な事業進捗が困難になっていることから、ハード対策に係る予算の更なる拡大が必要です。

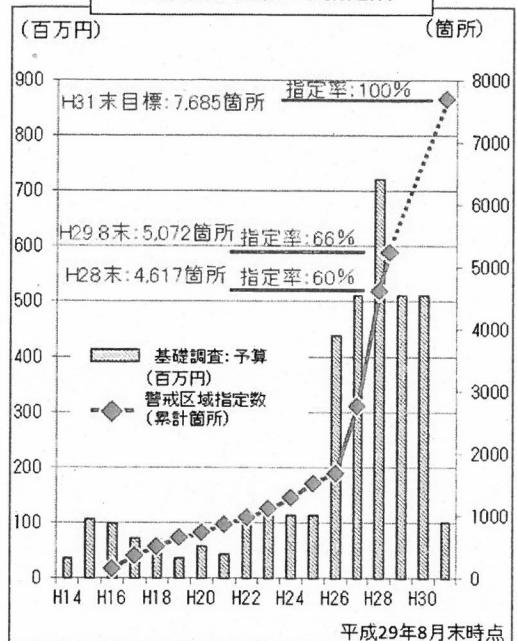
- (2) 当県では、土砂災害警戒区域等の指定を最優先課題として取り組んでおり、平成31年度までに、7,685箇所全ての指定を完了させています。

平成28年度においては、基礎調査実施率が約18%（区域指定率 約24%）向上していますが、今後も基礎調査費の確保が必要です。

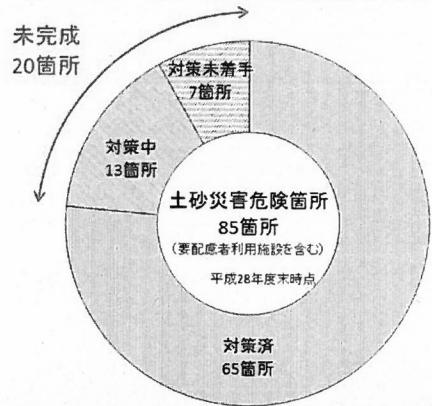
- ・平成29年8月末時点：基礎調査実施率 約66%（指定率 約66%）
- ・平成30年度末目標：〃 約91%（〃 約88%）

ハード・ソフト両輪の対策で土砂災害に強い秋田へ

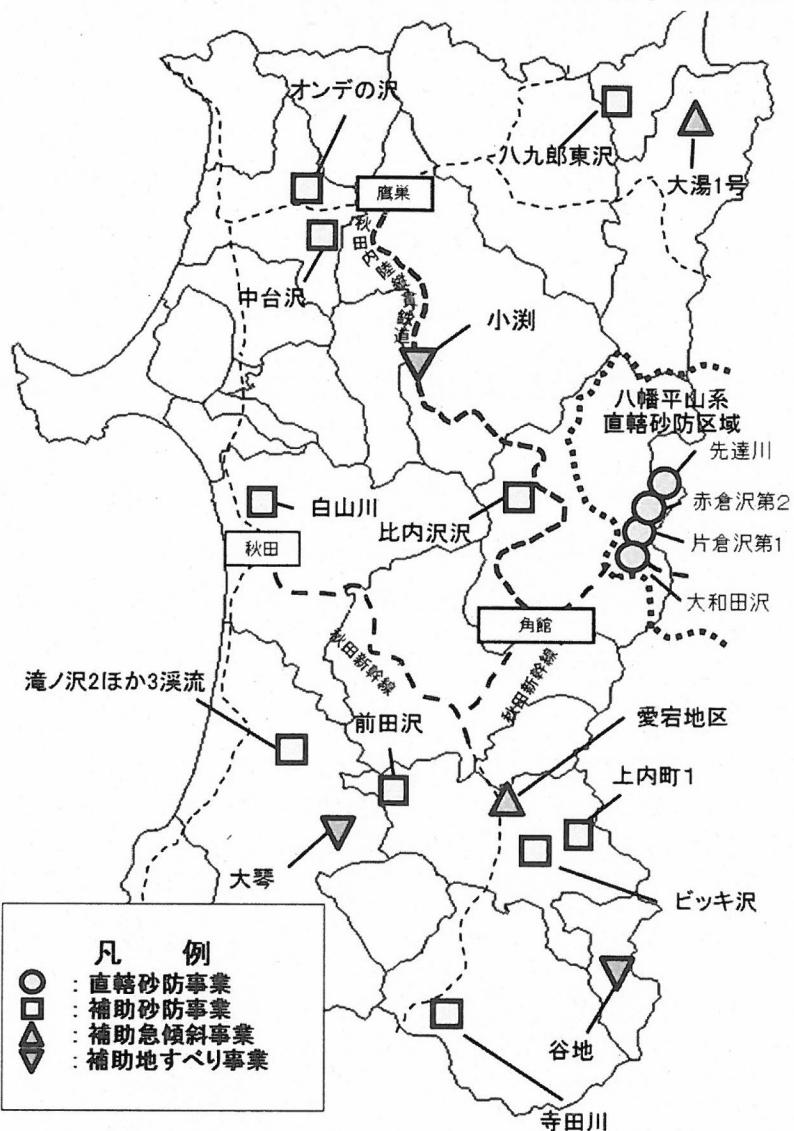
基礎調査予算と
土砂災害警戒区域指定数



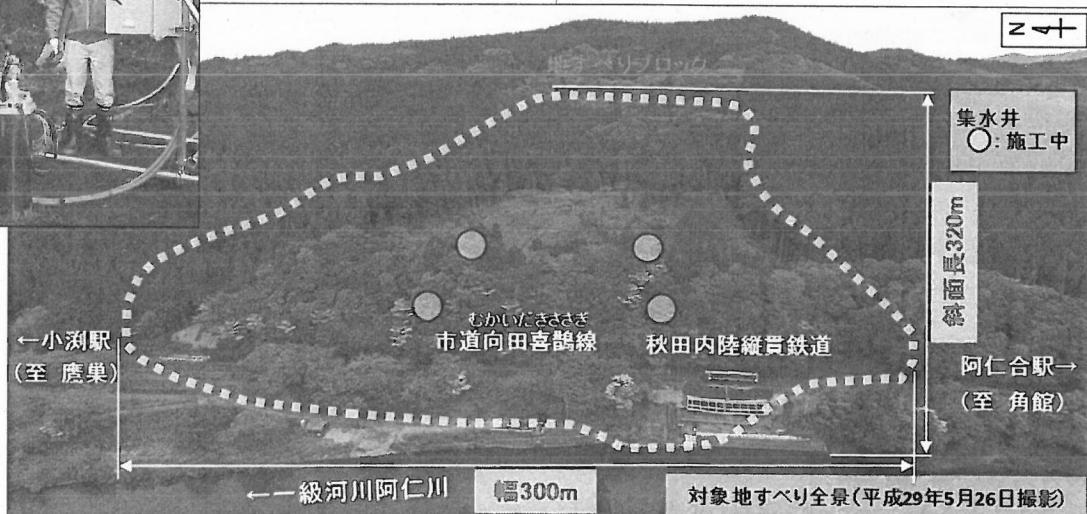
土砂災害危険箇所における整備状況
(保全対象に要配慮者利用施設を含む箇所)



平成30年度 秋田県における主要砂防事業箇所図



公共施設等を守る地すべり防止施設の整備(小淵)



(県担当課室名 建設部河川砂防課)

VII-4 良好的な市街地形成に資する街路事業の整備促進について

国土交通省大臣官房、都市局

【要望の内容】

良好的な市街地を形成し、コンパクトなまちづくりの基盤となる街路事業の整備に必要な予算を確保すること。

- (1) 当県で施行中の「川尻広面線（秋田市）」や「新屋土崎線（同）」、「停車場栄町線（由利本荘市）」などの街路事業について、必要な予算を確保し支援すること。
- (2) 跨線橋の4車線拡幅と補修・補強による老朽化対策を一体的に進めている「千秋広面線手形陸橋（秋田市）」（平成31年度完成予定）の事業促進について、十分な配慮を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、人口減少や少子高齢化に対応したまちづくりを進めるため、秋田市をはじめ、市町村が行う立地適正化計画策定に対する共同研究などの支援を「あきた未来総合戦略」に位置付け、都市のコンパクト化に向けた取組を進めているところです。
こうした、コンパクトなまちづくりの基盤となる街路事業を一層推進し、渋滞の解消や安全な歩行空間を確保することにより、良好な市街地形成を図ることが必要です。
- (2) 当県では、秋田駅周辺の鉄道で分断された市街地東西間の連絡強化を図り、官民連携で進めている「秋田市中心市街地活性化基本計画」に基づく各種事業を支援するため手形陸橋の整備を行っていますが、鉄道との立体交差であることから、短期間に多額の予算が必要となっています。
また、秋田市では、今年度中に「秋田市立地適正化計画(仮称)」の策定を目指しており、県としても「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向け、手形陸橋の整備を重点的に進める必要があります。

官民連携で進む秋田市の「コンパクトなまちづくり」

千秋広面線(手形陸橋): JR関連工事



変則3車線による慢性的渋滞発生(主要渋滞ポイント)
→ 4車線化 及び 老朽橋(架設後約50年経過)の補修補強



桁劣化状況

秋田市中心市街地活性化
基本計画区域 (H29.3認定)

◆主な民間投資プロジェクト

- テレビ局本社 新築移転
- 駅直結店舗、駐車場建設
- 駅前大型商業施設リニューアル
- JR秋田支社 新築移転
- CCRCスポーツ整形クリニック
- CCRC医療福祉住宅複合施設
- JR秋田ゲートアリーナ(体育館)

◆主な県市実施事業

- 街路事業
- 土地区画整理事業 等
- 県市連携文化施設



新屋土崎線(旭南)



変則3車線による慢性的渋滞発生
→ 4車線化整備により円滑な交通環境へ

川尻広面線(横町)



一方通行のボトルネック区間(バス路線)
→ 道路拡幅と歩道整備により沿道環境改善

(県担当課室名 建設部都市計画課)

VII-5 環日本海交流の拠点となる秋田港等の整備促進について

国土交通省大臣官房、港湾局

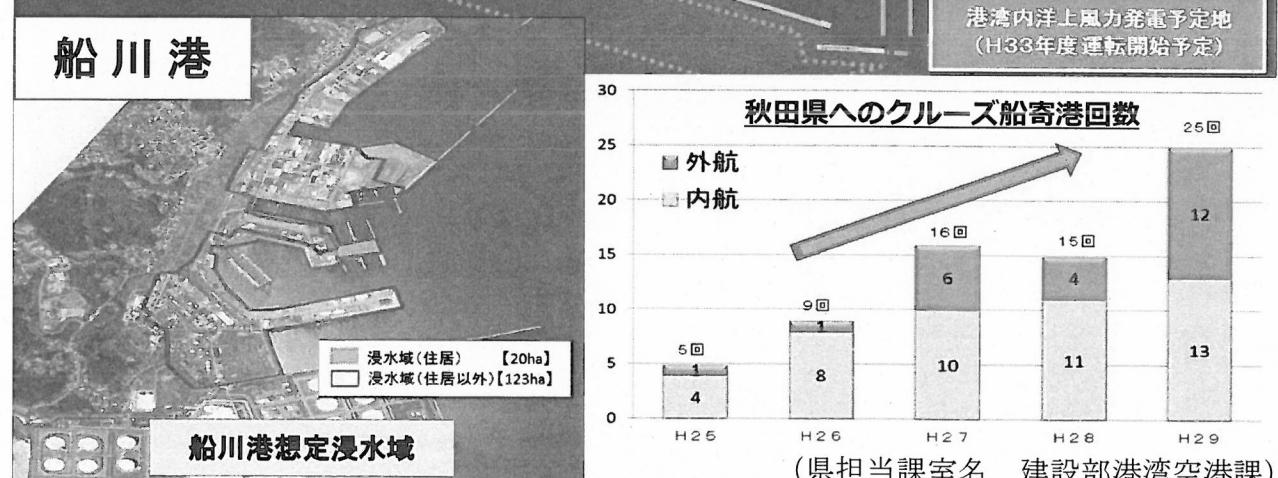
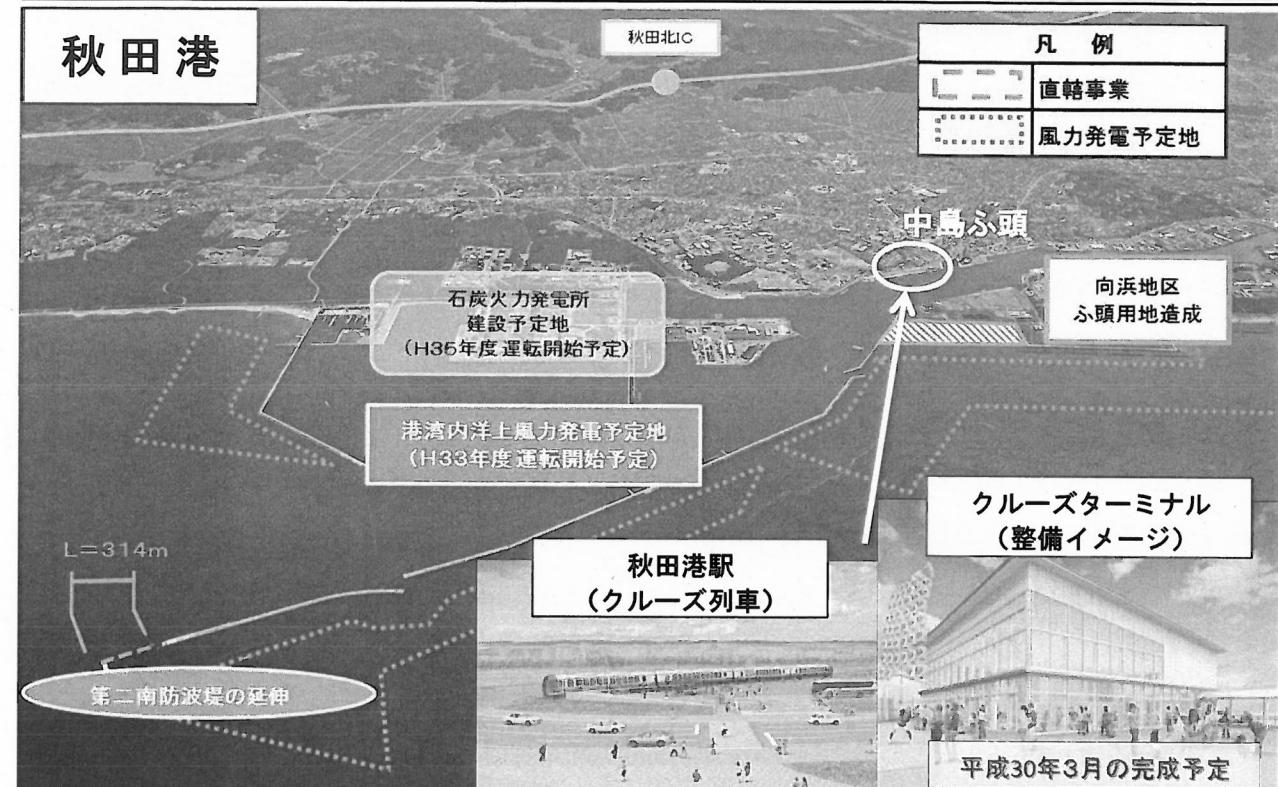
【要望の内容】

- (1) 秋田港、能代港等について、通年で安定した船舶の入港を可能とするため、防波堤の整備等を促進すること。
- (2) 秋田港、船川港等の県内港湾における津波対策（漂流物対策・津波避難施設の整備）が早期に実現できるよう支援すること。
- (3) 秋田港等県内港湾において、増加するクルーズ船寄港に対応するため、受入環境の整備に関する支援を行うこと。
- (4) 秋田港、能代港の港湾区域内において、計画中の洋上風力発電施設に関連し、港湾の安定的利用を阻害しない施設とするために必要な技術的支援を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田港では、学識経験者・港湾関係者からなる秋田港長期構想委員会での議論等を踏まえ、本年中に、クルーズ船受入環境の強化をはじめ、コンテナやバルクターミナルの強化を柱とした長期構想を策定する予定です。長期構想策定後は、引き続き、これを基に港湾計画を改訂する予定です。また、能代港においても、能代火力発電所3号機の建設が始まるなど、県内港湾では、更なる物流の増加が見込まれており、早急な環境整備が必要となっています。
- (2) 当県では、港湾内における津波対策の検討を進めており、背後地の人命・財産を守るため、津波対策事業の予算確保が必要です。
- (3) 当県では、インバウンド誘客の推進に取り組んでおり、増加する外航クルーズ船の需要を取り込み、地域活性化へと結び付けることとしています。このため、旅客利便施設等の受入環境の整備を進め、クルーズ船の更なる誘致を図ることが急務となっています。
- (4) 当県では、港湾区域内での大規模な洋上風力発電施設の建設が予定されています。このため、港湾の運営に支障を来すことがないよう、安全性を確保する必要があり、全国的に統一された基準等の整備が必要です。

秋田の重点プロジェクトを支える港湾整備



VII-6 生活排水処理の広域共同化に係る施設整備予算の確保について

国土交通省大臣官房・水管理・国土保全局
環境省環境再生・資源循環局

【要望の内容】

人口減少社会を見据え、持続的かつ効率的な生活排水処理を実現するため、平成32年度の供用開始目標として、県と市町等が取り組んでいる生活排水処理の広域共同化に係る次の事業について、予算の拡大を図り必要な支援を行うこと。

- (1) 「県北地区3市3町1組合」の生活排水処理施設から発生する汚泥の広域共同処理事業
 - ① 流域下水道大館処理センター敷地内に建設する汚泥の広域共同処理施設の整備を支援すること。
 - ② 本事業の対象施設である、し尿処理施設等の広域共同化に係る整備に対して市町等を支援すること。
- (2) 県流域下水道と秋田市単独公共下水道の処理区統合事業
 - ① 流域下水道臨海処理センター水処理能力増強のための施設整備を支援すること。
 - ② 流域下水道へ接続する秋田市公共下水道管渠等の整備を支援すること。

【要望の背景や当県の取組】

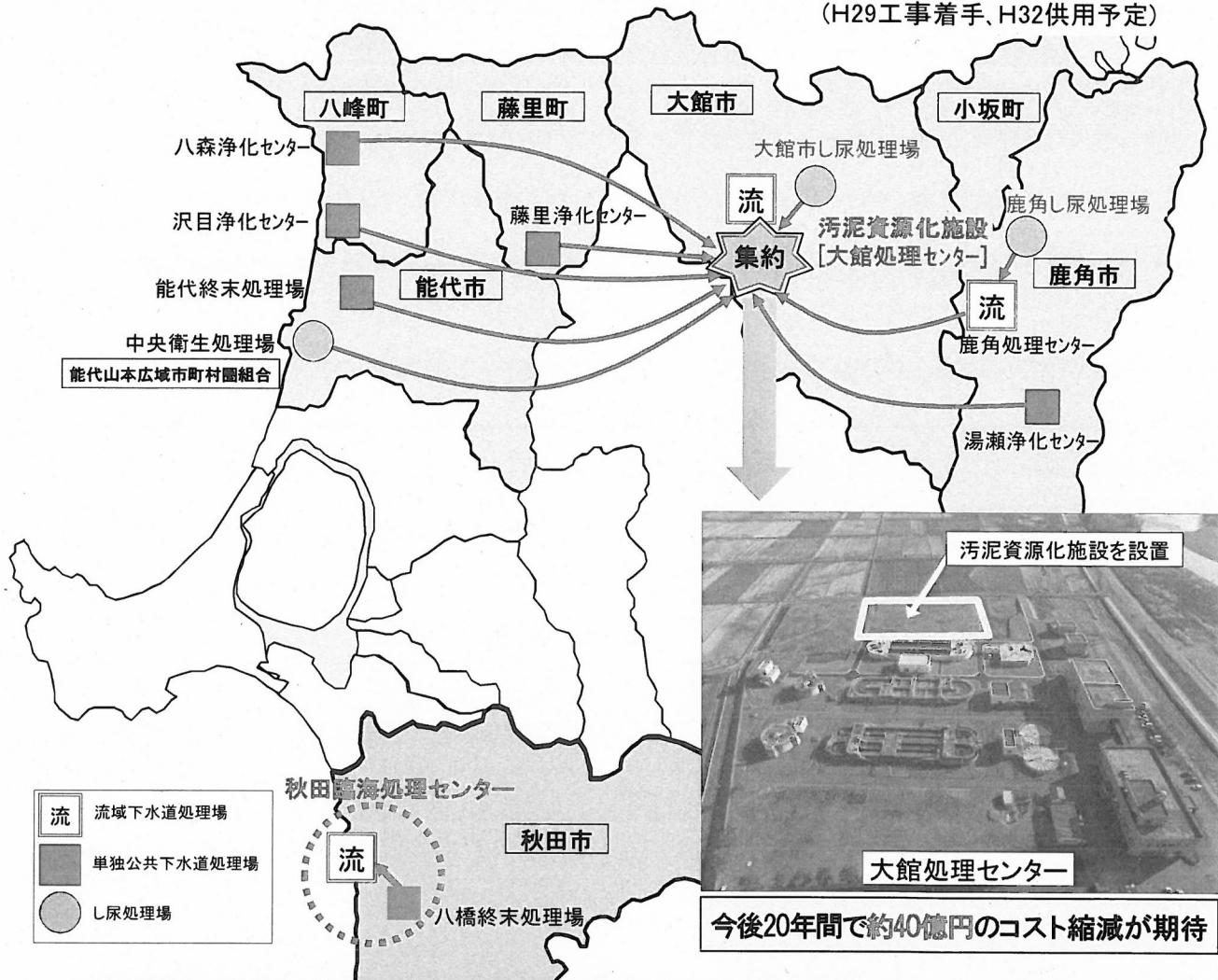
- (1) 汚泥の広域共同処理事業は、これまで焼却・埋立処理されていた汚泥を循環資源として積極的に利活用することにより、化石燃料等の天然資源の投入量が抑制されるため、地域の循環型社会の形成や低炭素社会の構築への貢献が期待されます。
なお、県では今年度から共同処理施設の建設工事に着手しており、確実に事業を推進するためにも予算の確保が必要です。
- (2) 処理区統合事業は、秋田臨海処理センターの施設運営に係るトータルコストが縮減され、関係市町村の事業経営が安定することが期待されます。
しかしながら、水処理能力増強には、短期間で多額の費用を要することから、施設整備に係る予算の確保が課題となっています。

これらの、県と市町村等との広域共同化に向けた取組は、持続可能な下水道事業運営を目指す「秋田モデル」として高く評価されています。

広域共同化によるインフラの集約・再編

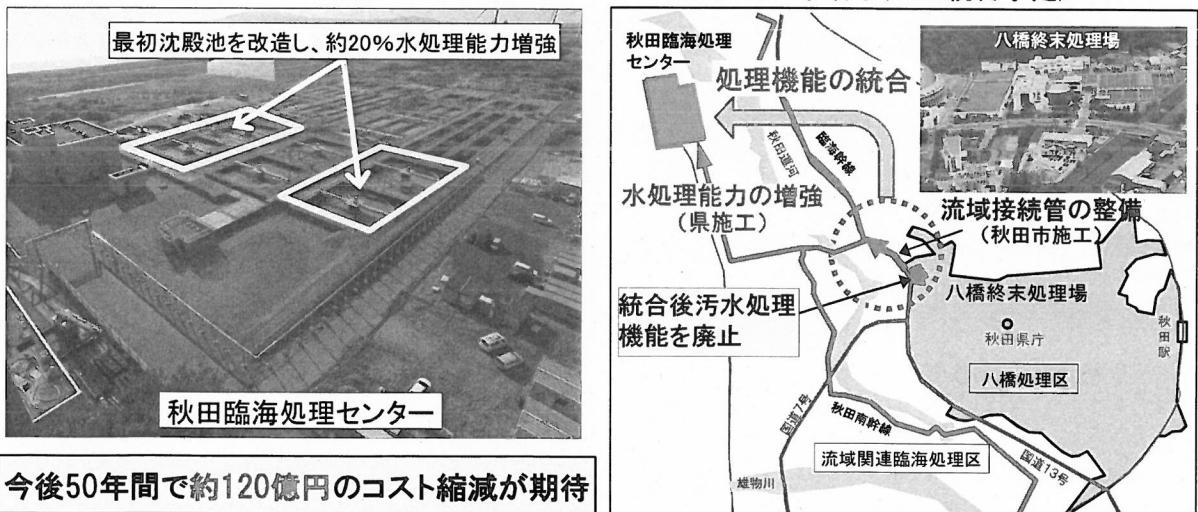
県北地区広域汚泥処理事業

◆県北3市3町1組合の終末処理場7施設、し尿処理場3施設からの汚泥を集約処理、資源化
(H29工事着手、H32供用予定)



県流域下水道と秋田市単独公共下水道の処理区統合事業

◆秋田市単独公共下水道(八橋処理区)の汚水を流域下水道秋田臨海処理センターで処理
(H28工事着手、H32統合予定)



(県担当課室名 建設部下水道課、生活環境部環境整備課)

VII-7 奥羽・羽越両新幹線の整備促進について

国土交通省大臣官房、鉄道局

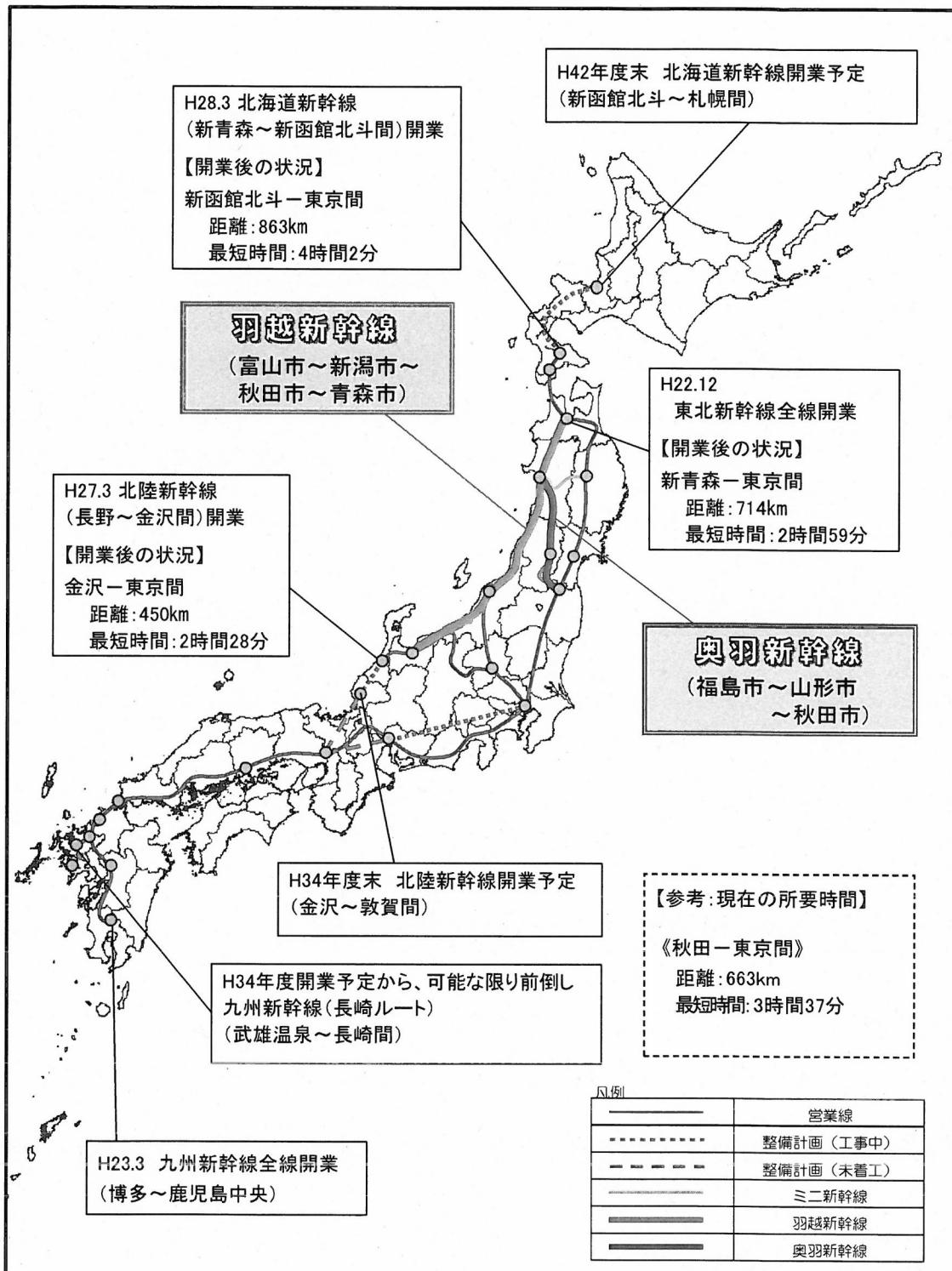
【要望の内容】

新幹線は高速交通ネットワークの基軸となるものであり、地方創生や国の活力の向上、災害に強い多軸型の国土形成を進める上で欠かせないものであることから、奥羽・羽越両新幹線について、早期に必要な調査を実施して整備計画としての決定を行い、整備の促進を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 新幹線の整備促進は、東京圏への過度の集中を是正し、産業や人材を地方に分散することなどにより、地方創生を実現していく上でも、極めて重要な国家プロジェクトです。
- (2) 昭和47年に基本計画に位置付けられ、昭和48年に整備計画が決定された北海道新幹線ほか3路線は、北海道新幹線の新青森－新函館北斗間が平成28年3月に開業し、新函館北斗－札幌間が平成42年度末の開業予定であるなど、その整備に一定のめどが立ってきています。
- (3) 一方、昭和48年に基本計画が決定された奥羽・羽越両新幹線は全国新幹線鉄道整備法における基本計画の段階にとどまっていることから、整備計画の決定に必要な調査を早期に実施し、整備を促進していく必要があります。
- (4) 当県では、平成28年9月7日に県、市町村、経済団体等から成る「秋田県奥羽・羽越新幹線整備促進期成同盟会」を設立し、官民一体となって要望活動や啓発活動などを実施しているほか、両新幹線を活用した地域ビジョンの策定や、地域の実情に沿った整備手法、いわゆる「東北方式」について調査・検討を行うため、本年8月に沿線6県によるプロジェクトチームを立ち上げています。
- (5) また、本年7月22日の豪雨災害の影響で秋田新幹線が7日間にわたり一部運休となっており、安全性や定時性確保のためにも、フル規格による新幹線の整備促進が必要です。

【参考資料】



(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

VII-8 公共施設等総合管理計画の推進について

総務省自治財政局

【要望の内容】

- (1) 人口減少や少子・高齢化の進展など社会経済情勢の変化に対応するため、公共施設等総合管理計画に基づき、補助対象財産を処分する場合、財産処分に係る国庫納付を求めず承認するなど、特段の配慮を講ずること。
- (2) 公共施設の集約化・複合化等を実施する場合の支援制度である「公共施設等適正管理推進事業債」を、地方自治体が定める公共施設等総合管理計画の計画期間は活用できるよう配慮するとともに、所要額の確保を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、県並びに全市町村において、公共施設等の老朽化対策の指針となる「公共施設等総合管理計画」(以下、「計画」という。)の策定を完了し、計画の推進段階に入っています。
計画の柱の一つである公共施設等の総量の適正化を計画的に推進していくためには、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条の規定に基づく財産処分の制限が支障となるケースが見受けられるため、財産処分に係る納付金などについて、地方自治体の財政運営に大きな負担とならないよう、特段の配慮が必要です。
- (2) 補助事業完了後、経過年数が10年以上である施設等の財産処分については、既に一部に国庫納付を求めるなどの緩和措置がなされていますが、経過年数が10年未満の場合には限定的にしか認められていません。
特に、平成21年以降に円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策に関連した交付金を活用した補助対象財産の処分については、国庫納付を伴う承認手続等が必要となっています。
- (3) また、公共施設等の集約化・複合化等を進める地方債措置について、平成29年度に「公共施設等適正管理推進事業債」として対象事業の追加や

期間延長など大幅に制度が拡充されました。

しかしながら、計画は「公共施設等総合管理計画策定に当たっての指針」において、少なくとも10年以上の期間とすることにされており、地方自治体が計画的に公共施設等の集約化・複合化等を進めていくためには、安定した支援制度が必要です。

(県担当課室名　出納局財産活用課)